

憲法記念日にあたっての会長談話

日本国憲法は、本日、施行から73周年を迎えました。

日本国憲法は、大日本帝国憲法下で起こった幾多の深刻な人権侵害の反省のもとに、国家よりも個人を尊重し、個人の尊厳と自由に最大の価値を置くことを宣言して、多様な人権規定を設けました。

表現の自由、学問の自由、移動の自由、営業の自由、労働者の権利などの基本的人権は、日本国憲法において、侵すことのできない永久の権利として確認され、これまで私たち国民が大切に守り続けてきたものです。

現在、新型コロナウイルスの感染が国内でも広がりを見せており、政府は、本年4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出しました。

感染者の増加による医療崩壊を防ぎ、大切な命が失われないようにする必要があることは間違いのないところです。そのため、多くの市民が要請に応じて外出を自粛し、また、事業者は休業などを行っています。当会も、緊急性の高い業務を除き、一定程度、日常的活動を縮小する措置を取っているところです。

しかしながら、国民の自由と権利が国家によって広範に制限される事態については、重く受け止める必要があります。

緊急事態宣言の下で、私たちの移動の自由や営業の自由が制約されています。自粛の要請により、廃業に追い込まれそうな経営者や、失業などで給与を受けられない労働者も多数出ていますが、国による補償は現在のところ不十分なものにしかならない見通しであり、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利も脅かされています。

また、教育機関・図書館・資料館等の各種施設が利用できなくなり、国民の知る権利や学習の権利が大幅に制限されています。さらに、各地の裁判所において、緊急性のある事件などを除き、裁判期日が延期されています。そのことによって、民事事件や家事事件では、当事者が早期の権利実現や紛争の解決ができないという不利益を受けています。また、刑事事件では、被告人の迅速な裁判を受ける権利が損なわれ、身体拘束が不当に長期化されることもあります。これらの権利の制限は、金銭的な補償では賄うことができません。

国家による自由と権利の制限は、私たち国民が気を緩めれば、いっそう広範に及ぶ可能性があります。新型コロナウイルスを克服しても、これらが容易に奪われる事態となれば、民主主義社会が崩壊し、再び国家による深刻な人権侵害が生じかねません。

私たち国民は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐと同時に、自由と権利が国家によって不当に広く制限されないことがないよう、冷静に見つめ、判断していく必要があります。

その一助となるために、福岡県弁護士会は、今後も、憲法の基本原則や根本理念を尊重して基本的人権を擁護し、社会正義を実現すべく、法律専門家団体として全力で活動してまいります。

2020年（令和2年）5月3日

福岡県弁護士会

会長 多 川 一 成